

○財務省告示第三百五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年十一月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠
三	法律及びその条項の適用等
四	発行方法
五	募入決定の

利付国庫債券（二年）（第三百五十八回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十回、第二百九十二回、第二百九十四回、第二百九十九回、第三百一回、第三百二回、第三百三回、第三百四回、第三百八回、第三百十五回及び第三百十六回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十五回、第四十九回及び第五十一回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さ申込みのうち利回り格差の

方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	利率	利子
さいりものからその応募額を順次	割り当てる。その応募額を順次	額面金額で千九百九十五億円	二千四百七十七万七千円	振替法の規定による振替口座簿	平成十八年十一月七日	（別表のとおり）	第十号に規定する発行日を後の各
$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$							
<p>（別表のとおり）</p> <p>募入決定の通知を受けた者は、</p> <p>払込金額を加え、次の算式によ</p> <p>り算出した金額を払込日に払</p> <p>い込むものとす。</p> <p>各発行対象国の債権の金額の</p> <p>総額×各発行対象国の債権の</p> <p>100×各発行対象国の債権の</p> <p>支規（払込日）の発行日かま</p> <p>数（利子の支払期日）が零。</p> <p>日（なる場合）は、$\frac{\text{発行日}}{365}$</p> <p>第十号に規定する発行日を後の各</p> <p>対象国の債権の発行日を後の各</p> <p>、各支払期において、次の</p> <p>と、</p>							

（第十回） （二十年） （百九十九） 利付国庫債券	（第八回） （三年） （三百五十） 利付国庫債券	名称及び記号
一・四%	〇・一%	利率（年）
平成二十三年三月二十日	平成二十五年一月十九日	償還期限
三十億円	二百二十九億	（発行額） （額面金額）

（別表）

二十八年十一月七日
 払込期日
 十九
 入札参加
 十八
 元利金支
 十
 七
 六
 五
 償還期
 償還金額
 入札の基
 準とする
 各発行の
 象国債の
 利回り
 十
 七
 六
 五
 償還期
 償還金額
 入札の基
 準とする
 各発行の
 象国債の
 利回り

算式により算出した金額を支払う。ただし、支払った金額が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{国債の額面金額} \times \text{各発行利率}}{100} \times 1 \div 2$$

（別表のとおり）

額面金額百円につき百円
 銘柄毎の基準利回りは、平成二十八年十一月二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利回り（平成二十八年十一月二日午前は、平成二十八年十一月二日午後は、訂正後の当該日本銀行（とす）とする。

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年十一月七日

（利付） 第十三年 （庫債） 十五 回券	（利付） 第十三年 （庫債） 八 回券	（利付） 第十三年 （庫債） 四 回券	（利付） 第十三年 （庫債） 三 回券	（利付） 第十三年 （庫債） 二 回券	（利付） 第十三年 （庫債） 一 回券	（利付） 第十二年 （庫債） 九 十 回券	（利付） 第十二年 （庫債） 九 十 回券	（利付） 第十二年 （庫債） 九 十 回券	（利付） 第十二年 （庫債） 九 十 回券	（利付） 第十二年 （庫債） 九 十 回券
一 ・ 二 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 三 %
日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 十二	日年平 九成 月三 十一	日年平 九成 月三 十一	日年平 六成 月三 十一	日年平 六成 月三 十一	日年平 三成 月三 十一	日年平 二成 月三 十年	六平 月成 二三 十日 年	三平 月成 二三 十日 年	三平 月成 二三 十日 年
円百 六 十七 億	三 十六 億 円	億二 百 二十 八	九 十五 億 円	円二 百 十五 億	円百 九 十九 億	二 十六 億 円	三 十 億 円	二 億 円	二 十 一 億 円	三 十 八 億 円

